

目的

都内で医師の確保が困難な小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療に、将来医師として従事する意思がある者に奨学金を貸与し、被貸与者が医師免許取得後、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療に従事することにより、都における医療提供体制の長期的な安定を図ることを目的とする。

制度概要

特別貸与奨学金

対象大学及び募集人数

都が指定する以下の大学医学部に都地域枠を設け、東京都地域枠により入学する学生に奨学金を貸与

【都が指定する大学】（令和7年度新規貸与予定者数）
順天堂大学 8名 杏林大学 10名 日本医科大学 5名
※東京慈恵会医科大学については令和3年度募集をもって終了

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
5名	15名	25名	24名	25名	25名	25名	25名	25名	25名	24名	25名	25名	25名	25名	25名	368名

申込資格

- 都内在住又は都内高等学校等卒業（見込）者
- 順天堂大学医学部、杏林大学医学部、日本医科大学医学部が実施する東京都地域枠入学試験に合格し、入学する意思がある者
- 成績優秀にして、かつ、心身健全である者
- 同種の貸与金を他から借り受ける予定がない者
- 医師免許取得後、引き続き、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関において9年間（初期臨床研修を含む）以上の期間、医師として従事しようとする意思を有する者

貸与金額

- (1) 修学費（全額）：入学金、授業料、施設設備費等
(2) 生活費：月額10万円
（1年次から6年次までの6年間）

※東京慈恵会医科大学について、地域枠の募集は終了しているが、令和3年度以前入学の在学生がいるため、引き続き貸与を行う。

大学名	修学費 (6年間計)	生活費 (6年間計)	合計額
順天堂大学	2,080万円	720万円	2,800万円
杏林大学	3,700万円		4,420万円
東京慈恵会医科大学	2,250万円		2,970万円
日本医科大学	2,200万円		2,920万円

奨学金の返還免除要件

医師免許取得後、下記のいずれかの領域を選択し、都が定める都内の医療機関に9年間以上勤務した場合、奨学金の返還を免除

【初期臨床研修】・・・(a)
在籍大学の都内の附属病院

※初期臨床研修を受ける病院は、都内の医師少数区域（東京都医師確保計画を参照）に所在する基幹型臨床研修病院等でも可能な場合がある。

【初期臨床研修後貸与期間の1.5倍の期間の1/2以上の期間（4年6か月以上）】・・・(b)
◆小児医療 小児科休日全夜間診療事業実施医療機関又はこども救命センター
◆周産期医療 周産期母子医療センター、周産期連携病院又は多摩新生児連携病院
◆救急医療 救命救急センター、独立した救急部門を持つ病院
◆へき地医療 伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所（一部多摩地域の病院も可）

【それ以外の期間（2年6か月）】・・・(c)
都内の病院で、小児医療、周産期医療、救急医療に従事。へき地医療を選択した場合は都内の病院で自己の診療科に従事
※返還免除要件に該当しなかったときは、貸与を受けた奨学金に利息（年10%）を付した金額を返還

貸与期間						指定勤務								
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	(a) 初期臨床	(b) 指定医療機関（4年半）	(c) 都内病院（2年半）						
						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

別枠入試での入学時選抜

一般貸与奨学金

在学生（入学後）選抜

対象大学及び募集人数

都内に所在する13大学の医学部に在学する5年次に2年間、奨学金を貸与

※ 平成29年度をもって新規募集は終了

【新規被貸与者実績】

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
14名	15名	14名	16名	9名	6名	8名	5名	6名	93名

申込資格

- 特別貸与奨学金の貸与を受けたことがない者
- 都内大学医学部に在学する5年次生
- 成績優秀にして、かつ、心身健全である者
- 将来、医師として勤務することが返還免除要件となっている貸与金を他から借り受けていないこと及び借り受ける予定がないこと。
- 初期臨床研修修了後、引き続き、小児医療、周産期医療、救急医療、へき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関において3年間、医師として従事しようとする意思を有する者
- 大学から推薦を得られる者

貸与金額

月額30万円（5年次から6年次までの2年間。計720万円）

奨学金の返還免除要件

初期臨床研修終了後、下記のいずれかの領域を選択し、都が定める都内の医療機関に3年間以上勤務した場合、奨学金の返還を免除

【初期臨床研修】・・・(a)
在籍大学の都内の附属病院

【初期臨床研修後3年間】・・・(b)
◆小児医療 小児科休日全夜間診療事業実施医療機関又はこども救命センター
◆周産期医療 周産期母子医療センター、周産期連携病院又は多摩新生児連携病院
◆救急医療 救命救急センター、独立した救急部門を持つ病院
◆へき地医療 伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所

※返還免除要件に該当しなかったときは、貸与を受けた奨学金に利息（年10%）を付した金額を返還

貸与期間		指定勤務					
5年次	6年次	(a) 初期臨床	(b) 指定医療機関（3年）				
			①	②	③		